

第 11 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和 4 年 6 月 16 日（木）16：00～16：36

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員 9 名

資 料：第 11 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討
項目について

別 紙 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説

委 員：ただいまから第 11 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。今回は、政治倫理に関する条例の一部改正素案及び逐条解説素案の検討課題の項目について、各会派の検討結果をもとに協議いただいた。本日は、前回議論された方向性や意見を踏まえ、各会派で検討いただいたので、その結果をもとに議論を進めていく。それでは協議に入る。条例の一部改正素案及び逐条解説案の検討課題に対する前回の会議での方向性や意見について、各会派で改めて検討いただいた結果について、意見を集約し、資料 1 として整理をさせていただいた。本日の進め方だが、協議が必要となる、3 番から 5 番、6 番、8 番について、項目ごとに協議をお願いしたいと思う。前回からの変更点など、この際、意見、説明をされたい部分について、意見をいただく形で進めたいと思うがいかがか。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。では、資料 1 に沿って、1、2 はもう合意しているので、3 番。政治倫理規準第 7 号については、1 会派のみが B 案、それ以外の会派は全て A 案ということで、ここには書かせていただいている。このことについて質疑や意見等があれば、お出しいただきたい。今日はそれぞれの会派での説明ということではなく、全体で議論したいと思う。

委 員：前回まで B 案ということにしていた。幅広にという、入口を広くということの中で、審査会やそういうのに進んでいくための基本になるわけだが、審査会で十分な審査が行われる中で、それをもちろん信用し

てというか、そんな中で細かなことが明らかになる中で、その後のことが決まっていくということに期待をして、幅広にということもありかなということでA案に変えさせていただいた。

委員：他にこの項に関して意見、今まで意見を言ってきたけれども少し付け足したい、あるいは他の会派に対して質問があるということでお出しただきたいと思うがいかがか。

委員：意見は変わらずB案だが、一応会派に諮るときには、前回おっしゃっていただいたように、多数意見に歩み寄るかどうかということ諮らせていただいたが、皆さんに諮った結果、変わらずに、きちんとここは広すぎるよりは、はっきり限定するべきだという会派意見となったので、変わらずということ。以上。

委員：他に意見はあるか。

全員：意見なし。

委員：それでは、ないようなので、この項目はこれまでとさせていただき、次に4番は、全ての会派がA案で揃っているようにお見受けするが、この際、意見等があればお願いしたい。

委員：私どもも一応前回の会議でA案でも良いかなということ発言させていただいた。会派のほうに再度諮らせていただいたが、基本的にはA案で進めていただいても構わないが、うちの会派としては最初から懸念をしているのは、一つの会派で決めてしまう、恣意的に決められてしまう可能性を潰しておきたいという思いが強いわけであって、ぜひ、条文なり逐条解説の中に、1会派による提出で決められないような書き込みをしていただければと思う。

委員：1会派で決められないような書き込みをするということについて皆さんの意見はいかがか。過半数3分の2ということだろうけれども。

委員：会派で議論していない新しい視点なので、今の感想ということになるが、3分の2というのが、(恐らく)1会派で3分の2を取るの難しいという意味合いで、B案よりはA案のほうがその意向に沿うということは理解はするので、そのうえでそこまで書き込むかどうかということだと、持ち帰らないとわからないと思う。

委員：他にいかがか。

全員：意見なし。

委員：ないようなので、4番の項目についてはA案を採択するということに

ついて異議はないか。

全 員：異議なし。

委 員：では、4番についてはA案を採択させていただき、先ほどいただいた意見については、会派に持ち帰ってと、今回、実は正副座長で今後の進め方を考えたときにあまり想定はしていなかったが、新しい視点なので、意見を伺ってきていただいても良いかなと。今申し上げるが、最終的に、今回全部の話を聞いたうえで、正副座長案を次回はできれば提案をさせていただきたいと思い、その辺りについても、今言われた意見を採用するかしないかを、正副座長として事務局と詰めさせていただき、採択するもしないも、ある程度案として決めさせていただいて、次回、正副座長案を提案させていただきたいと思う。そのことについて、皆さんから意見をいただければ、次回、そのように思っているので、よろしく願いしたい。それでは、次に五つ目の項目。第3条<政治倫理規準>の本文について。第2号のところについて、A案が2会派。B案が2会派、うち1会派は、A案とされることに否定はしないと意見をいただいている。それから、A案B案どちらでも了とするというのが1会派。特に意見はないというのが1会派と書かせていただいている。このことについて、質疑、意見等があれば、お出しいただきたいと思う。

委 員：令和3年5月18日に、誹謗中傷及び差別表現への賛同表明等の事案ということで決議をさせていただいていると思う、こちらのほうは全会一致ということではいただいていると。この中で、インターネット上で一旦掲載された内容は、拡散してインターネット上に残り、より深刻な人権侵害を引き起こすこととなったと、こういう決議内容で、なおかつ、三重県議会議員の政治倫理に関する条例においてはということも含めて決議の中に記入していただいた内容で、全会一致して決議されているというところもあるので、ここの部分に関しては、決議内容をもう一度確認いただいて、ご一考していただければと思う。

委 員：今の資料、5月18日というと、正副議長案ということで決議をされたのか、出されたのか。

委 員：正副議長案として出され、決議なので、議員全員で諮っているものと思う。

委 員：5月18日であることから、多分、前議長の時ではないかと思う。

委員：それではその辺りのところ、決議の文書があれば皆さんに見ていただいて、我々も当然、会派も欲しいと思う。1年経ってしまうと忘れてしまう部分もあるので、本当はいけないのだが、資料をまたお願いしたいと思う。

委員：手元に届くように、また用意していただいて、確認していただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

事務局：今は用意ができていないので、後ほど速やかにお渡しできるようにさせていただきます。

委員：では、事務局において先ほどの決議を、皆さんの手元に早急に届けるようにする。そのことも含めて、もう一度この5番についてご一考いただければという意見をいただいた。その他いかがか。

全員：意見なし。

委員：では皆さんの手元に早急に届くようにするので、そのことを含めて、ぜひお考えいただきたいと思う。この項目はこれまでとさせていただき、次に6番。〈政治倫理規準〉の逐条解説。別紙の事務局案に対して意見をいただいている。「県民に不快感を抱かせるようなことや」という部分は、逐条解説としては逆に解釈を広げてしまう表現なので、これは必要ないのではないかという意見をいただいた。他の会派の皆さんで、今、このことに対して意見があれば、お出しいただきたいと思うがいかがか。

委員：新しくこの逐条解説の、別紙になっている1ページ目の解説第1号関係のところにあたる。その真ん中の行の最後のところに、県民に不快感を抱かせるようなことも、だから、今回の政治倫理審査会の対象になるという逐条解説があるわけだが、こうしたことはこのプロジェクト会議で議論したことはないし、条文にもない。事務局にも申し上げたが、例えば党派会派が違えば、かなり不快に思うぐらいのことはよくあることだと思う。なので、これは非常に今回の政治倫理審査会に当たることをほぼ無制限に広げてしまうような書きぶりになっているので、これは前回の会議で指摘させていただいた電車のマナー違反以上に問題のある記述だろうということで会派総会でも合意に至り、記述を削除していただきたいという会派意見となった。以上。

委員：このことについて、今、意見をいただける方がいらっしゃれば、お出しいただきたいと思うがいかがか。

委員：私もここは削除していただいたほうが良いように思う。先ほど言われたように、不快感というのは人によって全然違うと思う。立場によっても、環境によっても。ですので、今言われたように、ここは非常に解釈が曖昧なところがあると思うので、ここは消しても、その後の県民の信頼を損なう行為というのは残しているので、大丈夫だと思う。

委員：他によろしいか。この逐条解説は、全体的にかなり短くさせていただいて、他のところとバランスがとれるようにした。そして、特に2号関係のところ、総合的に判断するというのを、やはり書き込んで欲しいというようなこともあったので、その文言を残して書かせていただいたところ。この県民に不快感を抱かせるようなこと、これについては削除すべしという意見をいただいているので、そのことについては、ご一考をお願いしたいと思う。私どもで判断をさせていただいて、この中身についても、次回、正副座長案として再度お出しさせていただく。よろしくをお願いしたい。それではこの6番についてよろしいか。

全員：意見なし。

委員：では、8番の項目の第6条<審査会の運営>の本文のところ。ここについて、四つ目の項目というのがA案ということで合意されたが、複数の勧告をすることについても、合意された場合に想定される条文が提示されている。まず、複数の勧告がなされることがあるということについては、皆さんご理解いただけるか。例えば、全協での陳謝と、もう一つ何か組み合わせられる場合があるということについてはよろしいか。

全員：異議なし。

委員：では、複数の勧告があり得るということを確認させていただいた。では、この条文案案に対し、意見をいただいている。勧告について軽重をつけない旨を、逐条解説でも触れたほうが良い。今、羅列をするというイメージで条文を作らせていただいているので、これは例えば左に書いてある、先に書いてあるほうが重いとかそういう読み取りではなくて、軽重はつけないのだということをはっきりと逐条解説で触れたほうが良いという意見をいただいているが、いかがか。

委員：うちの会派として、この現在の原案、複数の勧告があり得ることまで含めて、特に反対もなく、こだわりもないという中で、軽重をつけない

い旨、逐条解説でも触れたほうが良いというか、どうだろうかぐらいの、そこまで強いこだわりではなく、提案ぐらいということをお願いしたい。

委員：では次回、正副座長案として出させていただくときに、この羅列の文案が軽重はないということの捉えで、法務的に良いかどうかということも確認させていただいたうえで、皆様にお伝えさせていただきたいと思う。この書きぶりで、軽重はつけないということは明らかだということであれば、必要がないということになるかもしれないので、そのような理解でよろしくようお願い申し上げる。この項目はこれまでとさせていただくがよろしいか。

全員：異議なし。

委員：本日の協議、それぞれについて少し新しい意見もいただいたところだが、協議の結果、三つ目の項目、A案とB案が混ざっている。そして、五つ目の項目については、本日これにしますということが難しい状況というふうに考える。今後はこれら項目を含めて、正副座長案をお示しできるように調整を進め、次回は皆さんに正副座長案を示してお話しさせていただきたいと思うが、その進め方についていかがか。

委員：正副座長案というのは、新政みえ会派の座長、また自由民主党会派の副座長、そういう考え方で取って良いのか、個人のものなのか。要は、前回のこの政治倫理のときも、全会派が揃わないと改正しないというような形だったが、今回、正副座長案に、こちらのメンバーで、委員のそれぞれの会派で、一会派でも違ったら改正しないという形なのか、最後まで議論をして歩み寄るのか、その辺りはどのように考えたら良いか。

委員：歩み寄りができるれば良いなと思っている。(できれば、)例えばその全体図を、一つの項目ずつを見れば、ここは考え方が違う、ここは考え方が違うということが起こっているが、全体で見たときに、例えばこの項目についてはこういうふうに折り合えて、この項目については、他の項目との関係で、何か折り合えるというようなことを探りながら、できれば一本にまとめていきたいと思っている。

委員：わかった。ではまたそれをお示しいただければ。各会派の中から1人ないしは何人が来ていただいている、各会派でまとめていただいている話だと思うので、その辺りで正副座長に本当に苦労をかけるが、

よろしくお願ひしたいと思う。

委員：最終それが難しい場合はどうしようかということも、事務局等とも相談をしながら進めているが、やはり目指すべきは、一つのものを、やはりここから提案をできればと思っているので、そのことはぜひご理解いただけるとありがたい。他、よろしいか。

全員：意見なし。

委員：それでは、そのように今後進めさせていただく。次回の会議では正副座長案を提示させていただきたいと考えるので、今日新たに出た案件については、その際にまた皆さん、それぞれの会派あるいは個人的な考えでもお示しいただければと思っている。協議いただく事項は以上だが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：なければ以上で第11回プロジェクト会議を終了する。